

令和6年2月19日

丸亀市建設工事入札参加業者各位

丸亀市総務部庶務課

同一工事で主任（監理）技術者の複数人配置を
している場合における技術者の実績評価について

本市発注工事において、入札公告時に示した配置技術者の実績要件に関する評価にあつては、監理技術者等を複数人配置した工事（他の自治体の発注を含むすべての工事）の場合、当該工事において包括的に施工管理を行った主たる者の実績のみを評価の対象とします。ただし、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受けた特例監理技術者及び監理技術者補佐についてはいずれも評価の対象とします。

また、本市が発注する工事では、配置する監理技術者等は原則として1工事につき1名の配置としてください。ただし、下記に該当する工事は除きます。なお、監理技術者等ではない、担当技術者の複数人配置は可能です。

監理技術者等を同一工事において複数人配置している工事がある場合、配置技術者の変更を求めることがありますので、ご了承ください。

記

○複数人配置が可能な工事

- 1 JV案件工事（JV案件では構成員ごとに1名配置してください。）
- 2 複数の監理技術者等を配置する指示が本市からあった工事

問い合わせ先
丸亀市総務部庶務課
契約・検査担当
直通 0877-24-8944